

# 「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」(中間案)の概要

## 基本方針に基づく取組概要

### ◎計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

### ◎計画の柱(条例の精神)

- ・規範意識の定着
- ・再発防止

### ◎基本方針

- ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及
- ②飲酒運転の再発防止のための措置
- ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
- ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

### ◎目標の設定

#### 【基本目標】

- ・飲酒運転による人身事故件数(年間)  
36件未満かつ前年より減少

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
28件	42件	32件	41件	41件

#### 【活動目標】

- ・ハンドルキーパー運動推進店等の指定等  
累計4,500店(事業所)の指定

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	※累計
979店	1,756店	2,673店	3,982店	

- ・飲酒運転違反者の受診率 毎年度60%以上

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
55.4%	59.0%	58.6%	56.6%

### ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及

- 1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
  - (1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関における教育
  - (2) 生涯学習としての交通安全教育
  - (3) 高齢者に対する教育の推進
  - (4) 自転車利用者に対する教育の推進
- 2 飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
  - (1) 若年者の規範意識醸成に資する飲酒運転防止教育の推進
  - (2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
  - (3) アルコール依存症等の知識の普及および啓発活動の推進
- 3 企業等における社内教育の推進
  - (1) 情報提供
  - (2) 社内教育の支援
  - (3) 従業員に対する教育

### ②飲酒運転の再発防止のための措置

- 1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
  - (1) 効果的な広報啓発活動の推進
- 2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
  - (1) 効果的な再教育と講習実施機関に対する指導・監督
  - (2) 安全運転相談窓口の充実

### ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

- 1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務
  - (1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知
  - (2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告・再勧告
  - (3) 相談窓口における受診促進
  - (4) 指定医療機関の充実
- 2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組
  - (1) 県の取組
  - (2) 本人・家族の取組
  - (3) 事業者の取組
  - (4) 警察の取組
  - (5) 医療機関の役割
  - (6) 自助グループの取組

### ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

- 1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進
  - (1) すべての推進機関における取組
  - (2) 県の取組
  - (3) 警察の取組
  - (4) 安全運転管理に関する取組
  - (5) 飲食店営業者における取組
  - (6) 酒類販売業者における取組
  - (7) 公共交通機関等の利用促進
- 2 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日に合わせた取組
- 3 表彰
- 4 実施状況の報告と公表